

漁業集落排水事業経営戦略

秋 田 県 八 峰 町
漁業集落排水事業特別会計
平成 2 8 年 1 2 月 策定

1 経営の基本方針

本町は、平成 18 年 3 月の誕生以降も人口減少が続いており、平成 26 年での人口減少率は、平成 17 年との比較で 84.0%¹となっている。将来推計²においても平成 47 年人口が 4,760 人とされ、平成 26 年人口との比較で人口減少率は 61.0% となり、今後、接続率向上の努力を最大限行ったとしても、人口減少に伴う有収水量の減少は避けられないものと考えられる。よって本経営戦略では、「合理化による経費縮減」と「使用料収入の確保」を経営の基本方針とする。

2 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 44 年度までの 17 年間とする。
計画期間設定の根拠は、後段で記載する。

3 投資・財政計画（別紙）

3-1 投資試算に関する基本的考え方

本町の漁業集落排水事業は、計画排水区域の全域で供用しており、区域の拡張は行わないこととしている。また、更新需要の将来試算は、管渠、処理施設とも計画期間内は改築基準年数³に達しないこと、項番 3-2-3 に記載する「生活排水処理施設の最適化構想に基づく整備事業」により、平成 44 年度末で漁業集落排水事業の全区域を公共下水道処理区域へ編入する計画であるため、見込まないものとする。

3-2 施設・設備の現状把握・分析、将来予測

3-2-1 管渠

本町の漁業集落排水事業は、平成 11 年～平成 18 年まで施設整備を行っ

¹ 住民基本台帳人口による。

² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」による。

³ 「下水道施設の改築について」（平成 25 年 5 月 16 日国水下水事第 7 号下水道事業課長通知）による。

ている。下水管に多く用いられている硬質塩化ビニル管の改築基準年数は50年とされているため、計画期間内は基準年数に達しない。よって本試算では、管路更新費用は見込まない。なお、耐震性能は、幹線管渠の一部で新指針⁴の制定前に布設したものがあるが、現在、レベル1地震動への対応が取れていることから、優先順位は低いと考えて今回は投資試算に含めないこととする。

3-2-2 処理施設

- ① 処理施設は、平成18年3月より供用開始しており、計画期間内は改築基準年数(50年)に達しない。また、躯体は管理棟及び水処理施設とも新指針に基づきレベル2地震動に対応している。よって本試算では、躯体の耐震化工事費用は見込まない。

3-2-3 生活排水処理施設の最適化構想に基づく整備事業

人口減少社会に対応した持続可能な下水道事業経営を目指すため、平成27年度に「八峰町生活排水処理整備構想」⁵を策定し、現在町内にある下水道終末処理場2箇所と集落排水処理施設4箇所の計6箇所について、統廃合を計画している。各処理施設に要する維持管理費の総額と各処理区域を接続し最も処理能力のある八森浄化センターに他施設を集約した場合の経費を比較検討したところ、処理区域の集約を行った方が経済的との結果を得ている。よって本試算では、表1に示すスケジュールにより各処理区域の統合を行うものとして、処理施設等の運転経費の削減効果を見込む。(具体的な接続イメージは4頁の図1に表示)

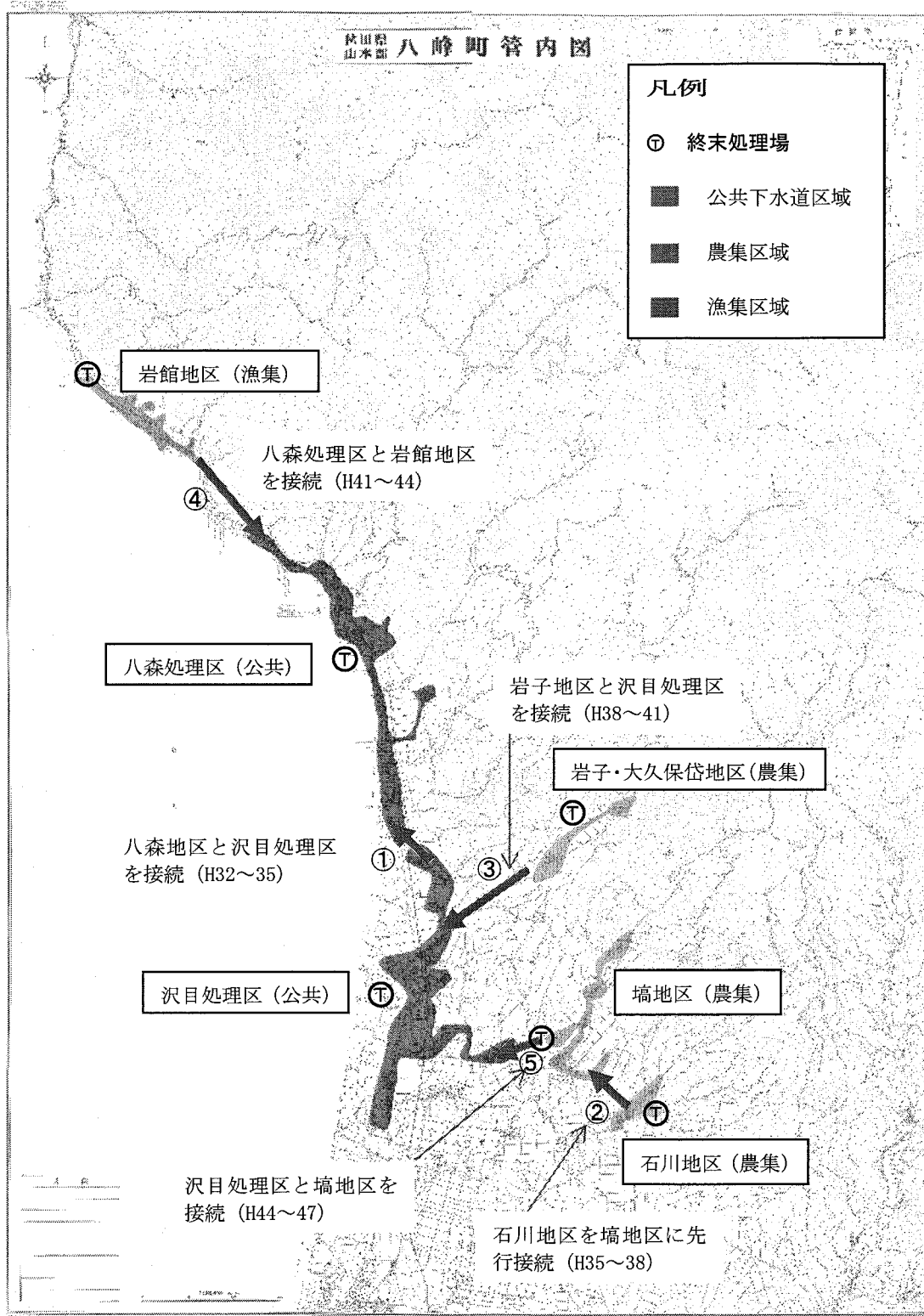
⁴ 「下水道施設の耐震化指針と解説-1997年版-」(当時)のほか、「下水道の地震対策についての最終提言(平成8年8月30日)」等を示す。

⁵ 秋田県が行う「秋田県生活排水処理整備構想(第4期構想)」の見直しに伴い、市町村整備計画の見直しを行ったものである。整備中の市町村は、今後10年間での整備概成を目指すアクションプラン作成が主目的となるが、本町は整備が概成しているため、接続人口の推計とともに持続可能な事業経営を目指すための合理化策として、処理区接続による経済比較を行った。

表 1 事業スケジュール（生活排水処理施設最適化計画）

年度 項目	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36	H 37	H 38	H 39	H 40	H 41	H 42	H 43	H 44	H 45	H 46	H 47											
八森処理区と沢目 処理区を接続①	■	実施設計委託			■			処理区接続工事																			
石川農集を埴農集 に先行接続②				■	実施設計委託			■			処理区接続工事																
沢目処理区と岩子 農集を接続③							■	実施設計委託			■					処理区接続工事											
八森処理区と漁集 を接続④											■	実施設計委託			■		処理区接続工事										
沢目処理区と埴処 理区を接続⑤																	■	■		実施設計委託		■		■		処理区接続工事	

図 1 処理区接続のイメージ



3-2-4 その他

県と市町村が参加して平成 26 年度より、「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」を開催し、下水道事業等⁶に対する公営企業会計の適用について共同研究してきた。その結果、平成 32 年 4 月からの公営企業会計適用を目標として、県を主体として希望する 3 市町で固定資産調査及び評価業務共同事業を実施する事になった。事業費は公共下水道事業で負担するため、本試算では、事業費を見込まない。

3-3 財源試算の基本的考え方

地方公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としている。しかしながら本町の漁業集落排水事業は、人口減少による有収水量の減少が続くものと予想される。よって本試算では、使用料の段階的引き上げを行い可能な限り収入の確保を図る。

3-3-1 財務状況の現状把握・分析、将来予測

平成 22 年度までに発行した企業債の計画期間における元利償還額は、表 2 のとおりである。

表 2 年度別償還表

(単位：千円)

年 度	期首未償還元金	年度中償還額		
		元 金	利 子	償還額計
平成 28 年度	281,861	30,702	5,137	35,839
平成 29 年度	251,159	31,229	4,610	35,839
平成 30 年度	219,930	18,169	4,132	22,301
平成 31 年度	201,761	16,290	3,819	20,109
平成 32 年度	185,471	11,838	3,554	15,392
平成 33 年度	173,633	12,066	3,326	15,392
平成 34 年度	161,567	12,298	3,094	15,392
平成 35 年度	149,269	12,535	2,857	15,392
平成 36 年度	136,734	12,777	2,615	15,392
平成 37 年度	123,957	13,023	2,369	15,392
平成 38 年度	110,934	13,275	2,117	15,392

⁶ 下水道事業、漁業集落排水事業、漁業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業を指す。

年 度	期首未償還元金	年度中償還額		
		元 金	利 子	償還額計
平成 39 年度	97,659	13,531	1,861	15,392
平成 40 年度	84,128	13,793	1,599	15,392
平成 41 年度	70,335	14,024	1,332	15,356
平成 42 年度	56,311	14,060	1,062	15,122
平成 43 年度	42,251	13,360	792	14,152
平成 44 年度	28,891	11,124	537	11,661
平成 45 年度	17,767	8,846	327	9,173
平成 46 年度	8,921	5,905	158	6,063
平成 47 年度	3,016	2,818	50	2,868
平成 48 年度	198	198	3	201

3-3-2 財源構成の検討

① 使用料

下水道使用料は、表 3 上欄のとおりとなっている。平成 29 年 4 月に消費税率の引き上げが予定されているため、適正な転嫁を行う。さらに、使用料収入の確保のため平成 32 年度から 5 年ごとに約 5%の引き上げを行う。引き上げを行った場合の見込みを表 3 下欄に示す。

投資・財政計画の作成に当たっては、以下の算式を用いて算出する。各年度の接続人口の見込みは、表 4 による。

$$\text{見込み使用料}^7 = \text{接続人口} \times \text{一人当たり平均処理水量} \times \text{単位使用料}$$

表 3 下水道使用料の現状と将来見込み

種別	使用料 (月額)	
	基本使用料	従量使用料
汚水量	10 m ³ まで	10 m ³ を超える 1 m ³ につき
使用料 (現行)	1,620 円 (税抜き 1,500 円)	162 円 (税抜き 150 円)
使用料 (31年10月以降)	1,650 円 (税抜き 1,500 円)	165 円 (税抜き 150 円)

⁷ 使用料の推計結果は、投資・財政計画別表「使用料の推計」に示す。

種別	使用料（月額）	
	基本使用料	従量使用料
【参考】使用料 (32年4月以降)	1,730円 (+110円) (税抜き1,573円)	173円 (+11円) (税抜き158円)
【参考】使用料 (37年4月以降)	1,810円 (+190円) (税抜き1,646円)	181円 (+19円) (税抜き165円)
【参考】使用料 (42年4月以降)	1,900円 (+280円) (税抜き1,728円)	190円 (+28円) (税抜き173円)

※参考使用料の上段カッコ書きは、現行使用料との差額

表 4 接続人口見込み

(単位：人)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
接続人口	469	460	458	455	445	443	434
年 度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度
接続人口	431	428	418	415	412	403	400
年 度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度	平成48年度
接続人口	391	387	384	374	370	365	363

② 一般会計からの繰出金

漁業集落排水事業の財源は使用料のみであり、自己資金は繰越金のみである。このため繰出金は、収支均衡となる必要額を見込む。

4 効率化・経営健全化の取り組み

4-1 組織、人材、定員及び給与に関する事項

4-1-1 効率的な組織の整備

現在、上下水道担当は建設課の上下水道係と給排水施設係の2係に配置されている。項番3-2-4で記載したとおり、平成32年4月からの公営企業会計適用を目指して準備作業を進めていく。その中で、効率的な組織のあり方について検討を行う。

4-1-2 組織の活性化と人材の育成

人口減少による収入減の中、経費の縮減を図るための投資を行わなければならない。経営は非常に厳しいものになると考えられる。こうした難局を乗り切るためには、様々な改革を行う必要があり、その中でも職員の意識

改革が第一に取り組むべき課題である。まずは、「住民生活に必要な公共サービスを提供し、使用料（対価）を得て経営している。」という企業としての基本意識の徹底を図る。また、「住民は顧客」と捉え、ニーズに対して最適の判断ができるサービス精神と経営感覚のある人材の育成に努める。

4-1-3 定員管理の推進

現在、事務職員 4 名と技術員 1 名で事業を担当している。企業会計適用に向けて企業管理者の配置の有無や、出納員の配置場所について検討が必要となる。

4-1-4 企業職員の給与の適正化

給与及び諸手当の改正について、人事院又は、秋田県人委員会勧告に準じて行っている。また、不適切な昇給運用はなく、特殊勤務手当等は是正すべき取り扱いの事実もない。

4-1-5 人事管理

少ない人員で効率的に事務事業を進めるには、職員個々のスキルアップが不可欠である。平成 28 年度より人事評価制度の運用を開始したことにより、職員個々の特性を適切に評価し研修制度を積極的に活用して、企業会計の経営、経理等の習得に努める。

4-2 広域化・共同化の推進

近隣市町村で事務事業を共同化する取り組みは、経営合理化に寄与すると考えられるが、現状では能代市との広域化への検討は行っていない。今後も合理化、省力化に寄与すると考えられる事業には、メリット・デメリットを精査した上で参加していく。

4-3 情報公開に関する事項

町の広報やホームページを積極的に活用し、事業の各種計画や財務状況の公開を進める。

4-4 その他の重点事項

下水道は、町民が健康で快適な生活を営む上で欠くことのできない施設であり、地震等の自然災害やそれに伴う大停電に備えておくことが重要となる。平成 26 年 12 月に下水道 BCP⁸（簡易版）を策定しており、今後も実情に応じて適宜修正しながら職員が的確に対応できる体制を整備する。

⁸ Business Continuity Plan（事業継続計画）の略。

5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

「経営戦略」の期間を今後 17 年間としているが、毎年度、進捗管理（モニタリング）を行うとともに、最低でも 5 年に一度見直し（ローリング）を行う。経営のあり方、事業手法等の見直しにあたっては、「経営戦略」の達成度や実績との乖離及びその原因を分析し、それらの結果を次期計画の策定に反映させる「計画策定(Plan) - 実施(Do) - 検証(Check) - 見直し(Action)」の PDCA サイクルにより、本経営戦略の事後検証と更新を図っていく。また、平成 32 年度 4 月の公営企業法の適用に向け準備を進めているところであり、公営企業会計適用後には、適用後の会計に基づき経営戦略を見直す予定である。

6 (参考)

6-1 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

漁業集落排水事業は、汚水（生活雑排水やし尿）を下水道に排除し、排水処理施設で処理することによって、居住環境や公衆衛生の向上に寄与し、あわせて河川、湖沼、沿岸海域等の公共用水域における水質保全に資することを目的としている。このことは、農業及び水産業を基幹産業とする本町にとって、自然環境の保護と天然資源の保全につながる重要なサービスである。

6-2 公営企業として実施する必要性に関する事項

公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、その経営環境の変化に適切に対応するためにも公営企業として実施することが不可欠である。

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収益的収入	1 総 収 益 (A)	49,184	50,473	29,207	29,188	21,043	19,678	17,052	17,017	16,859	16,807	16,754	16,945		
	(1) 営 業 収 益 (B)	7,795	7,643	7,704	7,685	7,663	7,613	7,817	7,782	7,624	7,572	7,519	7,710		
	ア 料 金 収 入	7,795	7,643	7,704	7,685	7,663	7,613	7,817	7,782	7,624	7,572	7,519	7,710		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	うち 雨 水 処 理 負 担 金														
	(2) 営 業 外 収 益	41,389	42,830	21,503	21,503	13,380	12,065	9,235	9,235	9,235	9,235	9,235	9,235		
	ア 他 会 計 繰 入 金	41,389	42,830	21,503	21,503	13,380	12,065	9,235	9,235	9,235	9,235	9,235	9,235		
	イ そ の 他														
	2 総 費 用 (D)	29,874	32,362	29,537	28,650	28,172	27,859	27,594	27,366	27,134	26,897	26,655	26,409		
	(1) 営 業 費 用	23,525	26,485	24,040	24,040	24,040	24,040	24,040	24,040	24,040	24,040	24,040	24,040		
	ア 職 員 給 与 費	40	38	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40		
	うち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	23,485	26,447	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000		
(2) 営 業 外 費 用	6,349	5,877	5,497	4,610	4,132	3,819	3,554	3,326	3,094	2,857	2,615	2,369			
ア 支 払 利 息	6,173	5,654	5,137	4,610	4,132	3,819	3,554	3,326	3,094	2,857	2,615	2,369			
うち 一 時 借 入 金 利 息															
ア の 内 訳															
① 雨 水 分															
② 汚 水 分	6,173	5,654	5,137	4,610	4,132	3,819	3,554	3,326	3,094	2,857	2,615	2,369			
イ そ の 他	176	223	360												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	19,310	18,111	△ 330	538	△ 7,129	△ 8,181	△ 10,542	△ 10,349	△ 10,275	△ 10,090	△ 9,901	△ 9,464			
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	14,092	12,153	31,032	30,691	25,298	24,471	22,380	22,415	22,573	22,625	22,678	22,487		
	(1) 地 方 債														
	うち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	13,986	11,995	31,032	30,691	25,298	24,471	22,380	22,415	22,573	22,625	22,678	22,487		
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金	106	158												
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	34,658	32,033	31,665	31,711	18,410	16,410	11,898	12,096	12,313	12,543	12,781	13,025		
	(1) 建 設 改 良 費														
	うち 職 員 給 与 費														
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	32,182	30,185	30,702	31,229	18,169	16,290	11,838	12,066	12,298	12,535	12,777	13,023		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	2,476	1,848	963	482	241	120	60	30	15	8	4	2			
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 20,566	△ 19,880	△ 633	△ 1,020	6,888	8,061	10,482	10,319	10,260	10,082	9,897	9,462			

投資・財政計画

(単位:千円, %)

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分	(決算)	(決算)										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 1,256	△ 1,769	△ 963	△ 482	△ 241	△ 120	△ 60	△ 30	△ 15	△ 8	△ 4	△ 2
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	4,951	3,695	1,926	963	481	240	120	60	30	15	7	3
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,695	1,926	963	481	240	120	60	30	15	7	3	1
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	3,695	1,926	963	481	240	120	60	30	15	7	3	1
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	79.3%	80.7%	48.5%	48.7%	45.4%	44.6%	43.2%	43.2%	42.8%	42.6%	42.5%	43.0%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	7,795	7,643	7,704	7,685	7,663	7,613	7,817	7,782	7,624	7,572	7,519	7,710
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	312,046	281,861	251,159	219,930	201,761	185,471	173,633	161,567	149,269	136,734	123,957	110,934

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分	(決算)	(決算 見込)										
収 益 的 収 支 分	41,389	59,394	21,503	21,503	13,380	12,065	9,235	9,235	9,235	9,235	9,235	9,235
うち基準内繰入金	23,014	21,503	21,503	21,503	13,380	12,065	9,235	9,235	9,235	9,235	9,235	9,235
うち基準外繰入金	18,375	37,891										
資 本 的 収 支 分	13,986		31,032	30,691	25,298	24,471	22,380	22,415	22,573	22,625	22,678	22,487
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	13,986		31,032	30,691	25,298	24,471	22,380	22,415	22,573	22,625	22,678	22,487
合 計	55,375	59,394	52,535	52,194	38,678	36,536	31,615	31,650	31,808	31,860	31,913	31,722

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度							
		38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	
収益的収入	1 総 収 益 (A)	16,890	16,835	16,669	16,591	16,646	15,986	14,433	
		(1) 営 業 収 益 (B)	7,655	7,600	7,434	7,378	7,573	7,495	7,437
		ア 料 金 収 入	7,655	7,600	7,434	7,378	7,573	7,495	7,437
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)							
		ウ そ の 他							
		うち 雨 水 処 理 負 担 金							
		(2) 営 業 外 収 益	9,235	9,235	9,235	9,213	9,073	8,491	6,996
	2 総 費 用 (D)	(1) 営 業 費 用	24,040	24,040	24,040	24,040	24,040	24,040	24,040
		ア 職 員 給 与 費	40	40	40	40	40	40	40
		イ そ の 他	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	2 営 業 外 費 用	(2) 営 業 外 費 用	2,117	1,861	1,599	1,332	1,062	792	537
		ア 支 払 利 息	2,117	1,861	1,599	1,332	1,062	792	537
		うち 一 時 借 入 金 利 息							
		ア の 内 訳							
① 雨 水 分									
② 汚 水 分		2,117	1,861	1,599	1,332	1,062	792	537	
イ そ の 他									
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 9,267	△ 9,066	△ 8,970	△ 8,781	△ 8,456	△ 8,846	△ 10,144		
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	22,542	22,597	22,763	22,805	22,516	22,206	21,268	
		(1) 地 方 債 償							
		うち 資 本 費 平 準 化 債 償							
		(2) 他 会 計 補 助 金	22,542	22,597	22,763	22,805	22,516	22,206	21,268
		(3) 他 会 計 借 入 金							
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金							
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金							
		(6) 工 事 負 担 金							
	(7) そ の 他								
	2 資 本 的 支 出 (G)	13,276	13,531	13,793	14,024	14,060	13,360	11,124	
		(1) 建 設 改 良 費							
		うち 職 員 給 与 費							
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	13,275	13,531	13,793	14,024	14,060	13,360	11,124
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金							
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		1							
(5) そ の 他									
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	9,266	9,066	8,970	8,781	8,456	8,846	10,144		

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度						
	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 1						
積 立 金 (K)							
前年度からの繰越金 (L)	1						
前年度繰上充用金 (M)							
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)							
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)							
実 質 収 支 黒 字 (P)							
(N)-(O) 赤 字 (Q)							
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)							
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	42.8%	42.7%	42.3%	42.1%	42.5%	41.9%	40.4%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	7,655	7,600	7,434	7,378	7,573	7,495	7,437
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)							
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)							
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)							
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)							
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)							
地 方 債 残 高 (X)	97,659	84,128	70,335	56,311	42,251	28,891	17,767

○他会計繰入金

区 分	年 度						
	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度
収 益 的 収 支 分	9,235	9,235	9,235	9,213	9,073	8,491	6,996
うち基準内繰入金	9,235	9,235	9,235	9,213	9,073	8,491	6,996
うち基準外繰入金							
資 本 的 収 支 分	22,542	22,597	22,763	22,805	22,516	22,206	21,268
うち基準内繰入金							
うち基準外繰入金	22,542	22,597	22,763	22,805	22,516	22,206	21,268
合 計	31,777	31,832	31,998	32,018	31,589	30,697	28,264